

(平成22年9月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5件

厚生年金関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（63万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA社における標準賞与額に係る記録を63万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

A社から平成18年12月の賞与額を社会保険事務所（当時）に63万円で届け出すべきところ、誤って50万5,000円で届出されていたので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成18年12月8日に支給された申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届において申立人の賞与額は50万5,000円と記載されていることが確認できるところ、申立人から提出された給与明細書及びA社が保管している賃金台帳から、平成18年12月の賞与額が63万円であり、当該賞与額に相当する厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与額の届出を社会保険事務所に対して誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めている上、平成18年12月の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届において社会保険事務所の記録どおりの賞与額（50万5,000円）の届出がされていることから、社会保険事務所は、標準賞与額50万5,000円と63万円の差額の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る上記差額の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成2年11月1日から5年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、2年11月から3年9月までは26万円、同年10月から5年9月までは30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年11月1日から7年7月1日まで

私は、A社に勤務していた期間のうち、平成2年11月1日から7年7月1日までの標準報酬月額は、9万8,000円となっているが、当時は、夫婦で働いており、子供を育てていた時期であり、標準報酬月額が9万8,000円では生活できるはずがないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成2年11月から3年9月までは26万円、3年10月から4年10月までは30万円と記録されていたところ、同年12月7日付けで、2年11月1日にさかのぼって9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、当該事業所において、代表取締役を含む8人の標準報酬月額^{そきゅう}の遡及訂正処理が行われたことが確認でき、滞納処分票によれば、当該事業所は昭和59年ごろから現在に至るまで社会保険料を滞納している状況がうかがえる上、事業所からの「減額訂正処理について、社会保険事務所から教えられた。」との文書回答を得た。

これらを総合的に判断すると、平成4年12月7日付けで行われた遡及訂正^{そきゅう}処理は、事実^{そきゅう}に即したものととは考え難く、申立人について2年11月1日にさかのぼって標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は見当たらず、当時の保険料滞納額を減額処理するために行ったものと認められ、申立期間のうち、同年11月1日から5年10月1日までの期間に係る標準報酬月額につい

て、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出た2年11月から3年9月までは26万円、同年10月から5年9月までは30万円とすることが必要であると認められる。

一方、申立期間のうち、平成5年10月1日から7年7月1日までの期間については、上記遡^{そきゅう}及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成5年10月1日）で、申立人の標準報酬月額は9万8,000円と記録されているが、当該処理については、社会保険事務所が事実^{じじつ}に即さない届出であると認識していたこと^{こと}はうかがえず、不合理であったとは言えない上、申立人から提出された確定申告書及び源泉徴収票において確認できる社会保険料等の控除額を基に算定した標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額とほぼ一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、平成5年10月1日から7年7月1日までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成2年11月1日から5年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、2年11月から3年3月までは17万円、同年4月から同年9月までは19万円、同年10月から4年9月までは20万円、同年10月から5年9月までは22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年11月1日から7年7月1日まで

私は、A社に勤務していた期間のうち、平成2年11月1日から7年7月1日までの標準報酬月額は、9万8,000円となっているが、当時の給与額から判断して、9万8,000円ではないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成2年11月から3年3月までは17万円、同年4月から同年9月までは19万円、同年10月から4年9月までは20万円、同年10月は22万円と記録されていたところ、同年12月7日付けで、2年11月1日にさかのぼって9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、当該事業所において、代表取締役を含む8人の標準報酬月額^{そきゅう}の遡及訂正処理が行われたことが確認でき、滞納処分票によれば、当該事業所は昭和59年ごろから現在に至るまで社会保険料を滞納している状況がうかがえる上、事業所からの「減額訂正処理について、社会保険事務所から教えられた。」との文書回答を得た。

これらを総合的に判断すると、平成4年12月7日付けで行われた遡及訂正^{そきゅう}処理は、事実^{そきゅう}に即したものと考えるのが難しく、申立人について2年11月1日にさかのぼって標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は見当たらず、当時

の保険料滞納額を減額処理するために行ったものと認められ、申立期間のうち、2年11月1日から5年10月1日までの期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た2年11月から3年3月までは17万円、同年4月から同年9月までは19万円、同年10月から4年9月までは20万円、同年10月から5年9月までは22万円とすることが必要であると認められる。

一方、申立期間のうち、平成5年10月1日から7年7月1日までの期間については、上記遡^{そきゅう}及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成5年10月1日）で、申立人の標準報酬月額は9万8,000円と記録されているが、当該処理については、社会保険事務所が事実在即さない届出であると認識していたことはいかえ、不合理であったとは言えない上、申立人の給与明細書等が無く保険料控除額を確認することはできないものの、複数の同僚の申立期間に係る給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、申立人についても、同様の取扱いが行われていたと推認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、平成5年10月1日から7年7月1日までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和54年4月1日、資格喪失日が平成2年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月30日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該事業所における資格喪失日に係る記録を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月30日から同年4月1日まで

A事業所から届け出られた私の厚生年金保険被保険者資格喪失日に誤りがあったため、同所から訂正の届出が提出されたが、時効のため年金額に反映されないこととなっている。年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA事業所における被保険者記録は資格取得日が昭和54年4月1日、資格喪失日が平成2年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月30日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかし、A事業所の人事記録及び退職願から、申立人が同所に昭和54年4月1日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における平

成2年2月のオンライン記録から、47万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載を誤った旨を認めていることから、事業主が平成2年3月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 16 日から 40 年 8 月 23 日まで

A社（現在は、B社）C支店から昭和 40 年 8 月 23 日に同社D支店に転勤になり、その後退職したのに、最初に勤務した同社C支店の申立期間だけが、脱退手当金を受給したことになっている。転勤で1日も空かずに勤務していた上、自分で請求した記憶も無く、受給したことも無い。申立期間について脱退手当金を受給した記録となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険の被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人が申立期間に係るA社C支店から転勤した先である同社D支店における厚生年金保険被保険者期間（11 か月）については、その計算の基礎とされておらず未請求となっているが、当該被保険者期間を失念するとは考え難い上、同期間は、申立期間と同一の厚生年金保険記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

また、申立期間の脱退手当金は、A社の厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約1年5か月後の昭和 42 年 12 月 8 日に支給決定されたこととなり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 8 月から 55 年 4 月まで

私は、昭和 51 年 8 月に A 社（現在は、B 社）C 支店に同支店長からの招請を受けて入社した。D 業種の会社が年金を処理していないというのは客観的に考えても不自然であり、厚生年金保険料は確かに引かれていたと記憶しているので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社からの回答から、昭和 51 年 6 月 1 日から 54 年 3 月 31 日まで申立人が A 社 C 支店に営業職員（外務職員）として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B 社は、「当社保管の厚生年金被保険者名簿に申立人の申立期間における厚生年金被保険者資格を取得した形跡は無い。申立期間当時、申立人を含め C 支店の営業職員 22 人の厚生年金保険加入者は 11 人で未加入者は 11 人である。」と回答している。

また、元上司及び元社会保険事務担当者は、「申立期間当時は外務職員の全員が厚生年金保険に加入していたわけではなかった。」と証言している。

これらのことから判断すると、申立期間当時、A 社 C 支店では、外務職員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の関連資料は無い上、社会保険事務所（当時）が保管する当該事業所の申立期間前後の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番は無い。

このほか申立人の申立期間に係る保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山梨厚生年金 事案 380

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年3月1日から36年9月1日まで
② 昭和40年3月1日から41年1月1日まで

私は、昭和30年3月から40年12月ごろまでA社に勤務していたのに、厚生年金保険の加入記録はその一部しか確認できない。勤務していたことは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における複数の同僚が申立人を記憶しているものの、申立人の勤務期間は特定することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和36年9月1日であることが確認でき、申立期間①は適用事業所になる前の期間であることが確認できる上、当該事業所の他の被保険者も同日からの資格取得となっている。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人は、昭和40年3月1日に資格喪失していることが確認できる上、当該事業所は既に廃業しており、同僚への聴取においても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料及び証言等を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年2月1日から30年1月10日まで
昭和26年2月から4年ほどA社B工場に勤務していたが、この間の厚生年金保険について、脱退手当金を受給した記録になっている。会社を退職する際に脱退手当金の説明を受けたことも請求した記憶も無く、脱退手当金を受給していないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には脱退手当金の支給年月日及び支給金額が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和30年3月25日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったため、現在の夫との婚姻がほぼ決まっておリ再就職する意思の無かった申立人が、脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。